

2010 年 8 月 23 日

社会保障審議会介護保険部会

淑徳大学准教授

結城 康博

給付の在り方（在宅・地域密着）の論点について

このことについて本審議会において以下のとおり意見を申したい。なお、軽度者向けの介護関連サービスの一部は、本来、福祉・保健サービスで実施すべきである。しかし、これらを保険外とした場合に代替的な特定財源が確保される見通しがないため、現行制度の維持もしくは拡充が次善策と考える。

1. 医療系サービスの充実

①介護分野における看護師対策

施設及び在宅を問わず介護分野における看護師不足は深刻であり、医療分野との調整が重要である。

②医療的ケアを伴う利用者が活用できるショートステイ

医療的ケアを伴う利用者が活用できるショートステイの供給量が少なすぎるため、既存施設等の看護師配置基準を見直すなど受け入れ体制を整備していくべきである。

2. 要支援者等に対する生活援助等のサービスの在り方

①生活援助は継続して保険給付サービスとする

要支援者に対しては「生活援助サービス」を継続して保険給付として認めるべきである。ただし、将来、軽度者向けの特定財源が確保され、新たなサービス体系が構築できるのであれば、これらを一部見直す議論も考えられなくもない。

②その他のサービス

要支援者における保険給付サービスは、その利用にあたって硬直的な側面は否定できず、支給限度額以内であれば弾力的な活用もできるようにすべきである。

③地域支援事業サービスとの関連

要支援者と認定されると地域支援事業におけるサービス利用が制約されるが、介護予防等という視点から、その利用をも認めていくべきではないか。

3. 地域支援事業の在り方

①財源構成

現行制度では「介護予防事業」「包括的支援事業及び任意事業」とで、第一号被保険者と第二号被保険者の負担割合が異なるが、これらの財源構成を一括すべきである。

②地域支援事業の裁量権

現行制度では地域支援事業の財源は介護給付費全体の3%となっているが、地域特性に応じて、その割合等を増やすことも保険者（市町村）判断に任せてはどうか。

③任意事業の拡充と運用面での弾力化

現行では「介護予防事業」「包括的支援事業及び任意事業」となっているが、「包括的支援事業」「任意事業」に区分けして任意事業の拡充を可能にしていくべきである（財源の使途割合も保険者に任せてはどうか）。そして、「任意事業」による介護関連サービス種別（例

えば、高齢者等の見守り事業など）等を弾力化して、介護給付（介護報酬）といったサービス体系のデメリットを補い、かつ要介護認定を受けていない被保険者（非該当：40歳以上含む）も、僅かながらサービスを楽しむことができるようにしていくべきである。

4. 介護予防事業

①介護予防事業を任意事業に

本事業は地域によっては費用対効果の観点から十分な成果が得られないため、「できる規定」といった認識に改め、任意事業の枠で実施していくべきではないか。そして、地域に応じて介護予防につながる多様な事業を実施できるようにしてはどうか（保険者判断）。

②現行の介護予防事業（特定高齢者対象）のプロセス

介護予防事業（特定高齢者対象）での「基本チェックリスト」「医師による健診」「介護予防ケアプラン」などといったプロセスを見直し、これらを簡略化していくべきである。

③事業内容

現行では「ポブレーションアプローチ」「ハイリスクアプローチ」と大きく2つの介護予防事業が展開されているが、総体的に介護予防事業として一体的に考えて、サービス種別ごとにその対象者を絞っていけばよいのではないか（原則、対象者は40歳以上とする）。

5. 地域包括支援センターについて

①予防給付のケアプランを通常のケアマネジャーに移譲

包括的支援事業を強化する意味で、予防給付関連業務の責任主体を通常のケアマネジャーに移譲すべきである（ケアマネジャーのケース上限規定は別途検討）。

②居宅介護支援事業を可能にしては（ケース数を限定して）

通常のケアマネジャーに予防給付関連業務を移譲した場合、ケアマネジャー資格のある地域包括支援センター職員は、数件のみに限定して居宅介護支援事業業務を可能にすべきである（緊急性やケアマネ支援における能力開発のため）。

③核となる地域包括支援センターの創設

保険者内の地域包括支援センターは対等関係であるが、複数設置されている場合は基幹的な機能を、その中の1ヶ所に任せてはどうか（自治体直営や公共性の高い機関に）。

6. 地域密着型サービスについて

グループホームは地域密着型サービスであるものの、住所地の都道府県内に立地されている事業所（施設）であれば利用可能とすべきではないか（ただし、住所地特例制度を設けることが条件となるが）。また、小規模多機能型居宅介護の利用形態を、もう少し弾力的に考えていくべきではないか。

7. 家族介護者への支援

地域支援事業における任意事業の拡充によって、家族介護者への支援サービス等を増やすべきである。また、家族介護者への社会的システムとしては社会保険制度上の優遇措置や雇用環境に配慮していくべきである。ただし、家族介護者への保険制度による現金給付は慎重に考えるべきである。

以上